

【第2号議案】

H25 飯用米について (案)

飯用米の単価については、「組合員等単価」と「組合員外者等単価」に分け適用いたしておりますが、現行「組合員等単価」の適用範囲が一部不明確な部分がありました。

つきましては、今般総合的に調整・検討の上下記により整理いたしましたので、ご検討願います。

また、平成25年産飯用米より（別紙）「飯用米販売に係る奨励措置について」を設け、縁故米等の販売拡大を行いたく考えますので、ご協力方宜しくお願い申し上げます。

記

☆☆☆「組合員等価格の対象人数」の範囲 ☆☆☆

- ・組合員本人
- ・組合員本人と同居する家族
- ・組合員の子供（別居も認める）
- ・その他、組合（経営役員会で決定）が特に認めた対象者

以上